

# 『教えて、BUN先生』



vol.19

第19回 産業廃棄物排出事業者の責務。マニフェストその2

中級編



皆さん、こんにちは。前回はマニフェスト、産業廃棄物管理票の概要について取り上げました。今回は、その続きですね。では、先生、よろしくお願ひいたします。

はい、マニフェストについて出される質問で結構多いのは「送付期限」といわゆる「確認期限」、「報告期限」の関係です。



そうそう、私もこの関係がよくわからない。だって、産業廃棄物って委託したら、すぐ処分場に行って処理されるんでしょ？  
それに規定にある10日、90日、180日、30日とか、いろんな日にちが出てくるでしょ。この機会に整理して教えて下さいな。

はい、マニフェストって言うと、前回までお話しした「種類」や「量」といった記載項目だけを、厳密に、詳細に取り組む人がいらっしゃるけど、マニフェストの本来の役割は、本当はこの「確認」「報告」にあるんですよね。じゃ、順を追って。

まず、排出事業者は収集運搬業者に収集運搬を委託します。収集運搬業者はこれを預かって処分業者に運びますね。運搬が終了したら「10日以内」に「運搬終了報告（紙複写マニフェストの場合はB2票）」を排出事業者に送付します。



たとえば、5月13日に収集運搬を委託したら、5月22日までに「運搬終了報告」が送られてくるってことですね。

おっと、そこは違うよ。ポイントは、「運搬が終了したら」なんだ。終了していないのに、この報告をしちゃうと「虚偽報告」って言われちゃうよ。



ちょっと待って。5月13日に委託して「10日以内」といたら遅くとも5月22日でしょ。どこが違うの？

収集運搬には「積替保管」という行為もあり得る。たとえば、東京で排出した産業廃棄物がわずかな量だった。これを一回一回三重県の焼却炉に運搬したのでは、採算が取れない。そこで、中継基地である東京都内に「積替保管」、いわゆるストックヤードを設置しておき、一定量溜まったところで、一気に三重の焼却炉まで運搬するとする。この行為は、収集運搬業の許可を「積替保管有り」で取得していれば全く違法性はない。

さっきの例だと、排出事業者から委託を受けたのが5月13日だとして、東京都内の積替保管施設に2週間ほどストックしたとする。そして、5月27日に三重県の焼却炉まで運んだとすると、収集運搬契約の最終目的地に到着、つまり「運搬が終了」した日は5月27日、ここから報告は10日以内となるから、6月6日まで「運搬終了報告」を行えばOKとなる訳だね。だから、この例だと収集運搬を委託されて10日後の5月22日には、まだ運搬を終了していないので、ここで報告をしちゃうと、「虚偽報告」となっちゃう訳だね。



LISA

そういうことか。じゃ、中間処分の報告も同じ事が言えるわねえ。

中間処分の場合は、処理施設での保管が認められている。原則としては、処理能力の14日分。これはあくまでも「処理能力の14日分」だから、実際の日にちとしてはもっと長くなっても違法ではない。たとえば、一日100トンの焼却能力がある焼却炉では、 $100 \times 14 = 1400$ トンまで保管が可能。だから、機械の整備点検でプラントを停めて、その間は搬入もストップさせたなんてケースだと、300トン(<1400トン)の廃棄物を3週間保管していた、なんてことも合法な訳です。当然、中間処理の「終了報告」も処理が終了した後でなければ「虚偽の報告」になっちゃうね。



LISA

そうかあ、今回の例だと5月13日に収集運搬委託、5月27日まで積替保管施設で保管、27日に焼却炉到着、焼却炉の保管施設で3週間保管、実際に焼却炉で焼却が完了したのが6月17日ってパターンね。

このパターンだと、終了報告は「終了後10日以内」でいいから、収集運搬の終了報告は一番遅いと6月6日、中間処理(焼却)の終了報告は、6月17日から10日後の6月26日ってこともあり得るってことね。



そのとおり。このようにマニフェストが返ってくるのは「委託してから10日以内じゃない」ってことが一つポイント。ただ、当然ながら、このように処理終了まで、途中で時間がかかったとしても、さすがに委託してから3ヶ月も「終了報告」が無いって言うのは、「おかしい」んじゃないってなるよね。



LISA

そうねえ。前述の例でも委託から1ヶ月半程度ですものね。



そこで出てくるのが「90日」という「確認期限」。なお、この「確認期限」という文言は法定用語じゃないけど、実感しやすいので、この言葉を使うね。委託してから90日もマニフェストが返ってこない(終了報告が無い)って時は、排出事業者は「委託状況の確認」をしなければならないって規定なんだ。



LISA

そうよねえ。ちょっとおかしい、異常事態って捉えるべきね。こういうときは排出事業者はどんな行動をとるの?



「すみやかに状況を把握し、適切な措置を講じ、知事に報告」することが義務付けられている。



LISA

具体的には?



直接搬出した収集運搬業者や受入先の中間処理業者に聞き取り調査したり、現地確認したりして、自分が出した産業廃棄物が不法投棄や大量保管、放置されていないか等を確認するんだろうねえ。



LISA

万一、そのような事態ならどうしたらいいの?

BUNさんお薦めは、そのような事態に陥った業者を当てにしていてもはじまらないので、いち早く別の業者に委託し直したり、自社で持ち帰るなりして、悪臭や水質汚染などの生活環境保全上の支障などが出ないようにしないとね。でも、まずは担当行政窓口に報告、相談するしかないでしょうね。人の敷地に勝手に入り込んで、持ち帰るって一般人はできないからね。



そうよねえ。こんな事態にならないように事前にチェックするのが、本来のマニフェストの役割ってことね。

この「知事への報告」の期限が30日、二次マニフェストの返送期限が180日（いわゆるE票）なんだ。また、特別管理産業廃棄物は普通の産業廃棄物よりもリスクが高いことから、普通の産業廃棄物では90日としている「終了報告」を60日している。



マニフェストって言うと、ついつい、細かい記載方法なんかばかり気にしちゃうけど、本当に大事なのは、「適正に処理されているか」「その確認手段の一つがマニフェスト」ってことなんですね。リサも我が社の産業廃棄物がどんな流れで、どう処理されて、標準的にはその行程に何日位かかっているのか等、なお一層勉強してみます。

今回の法律改正で、「虚偽のマニフェスト」についての罰則も強化改正されているから今まで以上に気を配って下さいね。～～(^^)/



### BUN先生の今回のまとめ

- マニフェストの「終了報告」は、実際に運搬や処分が終了してから10日以内。
- 運搬には積替保管、中間処理には処理前の保管により、終了日が委託から10日以上先になるケースもある。
- 委託から90日経ってもマニフェストが返ってこない場合は、排出事業者は状況を確認し、適切な対応をしなければならない。

#### 今回の練習問題

- 問1、紙マニフェストのいわゆる「運搬終了報告(B2票)」は、誰がいつまで、誰に送付しますか？
- 問2、マニフェストが規定の日にちまで返ってきません。排出事業者は何をしなければなりませんか？

答えは次回のメルマガで(^-^)／

### 前回の問題の解答

- 問1、廃家電（家電リサイクル法対象物以外のもの）を扱う時に必要な許可品目は、通常どのようなものでしょうか？  
BUN見解／原則的には廃家電を構成している部品の材質を考えて、たいていは廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くずの3品目は必要として扱われています。
- 問2、本文で紹介した「複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合」の具体例として、通知では「シュレッダーダスト」という「物」が登場します。この「シュレッダーダスト」とは何でしょうか？  
BUN見解／「シュレッダーダスト」とは、機密書類を細かく割いたものではありません。  
廃棄された自動車や家電などの工業製品を工業用シュレッダーで粉碎し、鉄などの再利用資源を回収した後に残る、ガラス・ゴム・樹脂などの破片のことです。以前は、安定型処分場に埋め立てられてきましたが、水銀・鉛・PCB・カドミウムなど有害物質が溶出する事例もあり、現在では管理型最終処分場での処理が規定されています。